

大正十三年 内閣總理大臣 子爵加藤 高明殿

衆議院書記官長 中村藤兵衛



二

衆一ニ三

卷之三

大正十三年十月二日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣

法制局長官

外務大臣

大藏大臣

海軍大臣

文部大臣

遞信大臣

内務大臣

陸軍大臣

司法大臣

農商務大臣

鐵道大臣

別紙文部大臣 請議衆議院送付皇位繼元  
算定ニ關スル請願ノ件

ヲ審査スルニ右請願ニ對スル同大臣ノ意見ハ相  
當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定セラレ可

然ト認ム

## 指 令 案

大正十三年八月十五日内閣衆乙亥一二三  
號皇位紀元算定ニ關スル諸類件  
請議、通。

大正十三年十月三十日

## 參照

○明治五年十一月十五日太政官布告第三百四十二號  
今般太陽曆御頒行 神武天皇御即位ヲ以テ紀  
元ト被定候ニ付其旨ヲ被爲告候爲メ來ル廿五日  
御祭典被執行候事  
但當日服者參 朝可憚事

(半紙四行)

國定教科書ニイフ所ノ紀元ハ明治五年  
十一月ノ太政官布告ニ基ヅキ、又御代數  
ハ專ラ宮内省ノ決定ニ準據セルモノナリ。  
本請願ノ旨趣ハ諒トスベキモ、遼遠ナル  
神代ノ年ヲ以テ數ヘガタク、隨ツテ紀元ヲ神  
勅煥發ノ時ニ係ケルガ如キハ、不可能ノ事  
属ス。殊ニ神代ノ事實ハ僅カニ神話ノ中  
存スルノミニシテ其ノ情態モ神武天皇以後ニ  
七シ明カラサルトコロ多タシ。故ニ神代ノ人皇ノ

文部省官圖一。

法部文四三号 本案説明者 圖書監修官 藤岡繼平

（下）

（上）

（中）

（左）

（右）

（上）

（中）

（下）

（左）

代ト分チ、神武天皇ヲ人皇第一代ノ君トシ  
其ノ即位ノ年ヲ以テ紀元トナスハ古來國史  
ノ用例ナリ。今ニハカニ之ヲ改メントスルハ教育  
上妥當ヲ缺クモノト信ズ。

右閣議ヲ請フ

大正十三年十月十四日

文部大臣岡田良平

内閣總理大臣子爵加藤高明殿



衆二三九



大正十三年十一月十三日 内閣書記官長

内閣書記官長



内閣總理大臣

内閣總理大臣

外務大臣



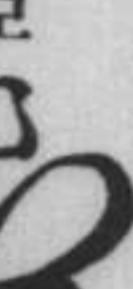
大藏大臣



司法大臣



海軍大臣



文部大臣



遞信大臣



陸軍大臣



農商務大臣



鐵道大臣



別紙大藏大臣請議衆議院送付朽木縣塩谷、那

須兩郡内ニ國立葉煙草耕作試驗場設置、請願、件

ヲ審査スルニ右請願ニ對スル同大臣ノ意見ハ相

當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定セラレ可